

訪問看護ステーション小碓 利用契約書

第1条(契約の目的)

- ① 社会福祉法人昌明福祉会 訪問看護ステーション小碓(以下「乙」という)は、介護保険法・医療保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者(以下「甲」という)に対して可能な限り居宅においてその有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるよう、医師の指示により訪問看護サービスを提供します。
- ② 甲は乙に対し、そのサービスに対する料金(重要事項説明書に記載)を支払います。

第2条(契約期間)

この契約期間は、介護認定有効期間の満了日、健康保険証の有効期間の満了日 等の当該サービスの対象となる保険資格有効期間の満了日までとします。

上記の契約期間満了日の7日前までに甲から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(訪問看護計画)

- ① 乙は、甲の病状や心身の状況、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画を作成します。
- ② 介護保険利用の場合、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。
- ③ 乙はこの「訪問看護計画」の内容を甲(及びその家族)に説明します。

第4条(訪問看護の内容とその変更)

- ① 甲が提供を受ける訪問看護の内容は看護計画書に定めたとおりです。
- ② 乙は、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、甲の心身の機能の維持回復等を図るよう訪問看護を提供します。
- ③ 介護保険適用の範囲が変更となる場合、心身の体調変化、または、甲からサービス内容の変更の申し出があった場合は、甲の了承を得て新たな内容の計画書を作成し、サービスの内容を変更します。

第5条(サービス提供の記録)

- ① 乙は、サービス実施の内容等を記録します。
- ② 乙は、サービス提供記録を契約終了後5年間適正に保管し、甲の求めがある場合閲覧に応じることとします。

第6条(料金)

- ① 甲はサービスの対価として、重要事項に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- ② サービス利用料金は1カ月ごとに計算し、請求書を翌月10日前後に配布いたします。
- ③ 甲またはその家族は、当月料金金額を翌月末に乙の指定する方法で支払います。

第7条(契約の終了)

- ① 甲は乙に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、甲は病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約解除することができます。
- ② 乙はやむを得ない事情がある場合、甲に対して1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第8条(事業者の解除権)

乙は、甲およびその家族の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。介護保険の場合には担当のケアマネージャーに連絡を取ります。

第9条(個人情報保護)

乙は、サービス提供をする上で知り得た甲及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この個人情報保護は契約終了後も同様です。

乙は従業者であった者に、業務上知り得た甲又はその家族の情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

第10条(賠償責任)

乙は、サービスの提供にともなって、乙の責めに帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、甲に対してその損害を賠償します。

第11条(緊急時の対応)

乙は、訪問看護を行なっている時に甲に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

第 12 条(苦情対応)

甲は、提供されたサービスに対し不満がある場合は、乙に対しいつでも苦情を申し立てることができます。

乙は、甲から相談、苦情が申し立てられた場合は、迅速適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第 13 条(虐待の防止のための措置に関する事項)

- ・ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・ 甲者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・ その他虐待防止のために必要な措置
- ② 乙は、サービス提供中に、乙の従業者又は介護養護者(利用者の家族等高齢者を現に介護養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

第 14 条(契約外条項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法・医療保険等その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人昌明福祉会
主たる事務所の所在地	〒455-0066 名古屋市港区寛政町6丁目10番地
代表者(職名・氏名)	理事長 水谷昌明
設 立 年 月 日	昭和59年12月18日
電 話 番 号	052-381-4122

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション小碓
事業所の所在地	〒455-0068 愛知県名古屋市港区土古町2丁目12番地
電 話 番 号	052-389-2930
F A X 番 号	052-389-2935
事業所番号	2361190081
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護
通常の事業の実施地域	名古屋市港区

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	1 社会福祉法人昌明福祉会が開設する訪問看護ステーション小碓(以下「乙」という。)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「職員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
運営方針	1 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者(以下「甲」という)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、要支援状態となった場合においても、甲が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって甲の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 職員体制

① 管理者 1名

管理者は、ステーションの職員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

② 看護職員等 3名以上

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

5. 提供するサービスの概要

- ① 病状や全身状態の観察など体調確認
- ② 投薬管理:個別性に合わせた管理(お薬カレンダー使用)やインスリン相談など
- ③ 生活の自立にむけた機能訓練(リハビリテーション)
- ④ 足の爪切りや足浴、入浴や清拭などの清潔介助
- ⑤ 食事・排泄・移動など日常生活の介助と指導
- ⑥ 認知症利用者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の助言や指導
- ⑧ ターミナルケア(看取り)
- ⑨ カテーテル管理・床ずれ(褥創)処置などその他医師の指示による医療処置
- ⑩ 主治医や介護支援専門員へ体調などの情報提供健康状態の観察

6. 営業日時

営業日	・月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く
営業時間	・午前9時00分から午後5時00分まで ・ただし、利用者の希望等に応じて、上記時間外でも、サービス提供可能な体制をとります

7. 利用料金

サービスを利用した場合の「利用料」は表のとおりであり、

(介護保険)

甲の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

(医療保険)

医療保険法に定める個人負担額の割合に応じます。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を提供する場合は、利用開始時及び状態変化等に合わせ看護職員が定期的に訪問を行うことで適切な評価を含めて計画書・報告書を連携して作成します。

その他の費用

- i 死後の処置料 10000 円
- ii 交通費 (サービス提供地域にお住いの方は無料)
実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点 から自宅までの自動車を使用した場合、以下の交通費の実費を徴収致します。
 - ① 実施地域を越えた地点から、片道 2 km未満 200 円
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道 2 kmを超える場合、1 km毎に 100 円加算
- iii 時間外の訪問看護サービス料

8. 支払方法

翌月末に引き落としまたは集金です。

9. キャンセル料

訪問予定日当日の急なキャンセルの場合には予定サービス料の 1 割の負担をしていただきます。ただし入院等やむを得ない場合は除きます。

連絡先 TEL(052)389-2930 FAX(052)389-2935

10. 緊急時の対応

サービスの提供時に甲の急な様態の変化が生じた場合、必要に応じて 応急の手当てを行うと同時に速やかに主治医等に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

11. 個人情報保護

サービス提供に伴い知り得た、甲やその家族の情報はむやみに他人に 漏らすことはありません。関係機関等との連携に必要な情報については別途ご説明します。

12. 苦情について

甲に提供した訪問看護サービスに関する、ご不満や苦情の相談は、遠慮なく下記にご相談ください。

事業所 ご利用相談室	受付担当者 管理者 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 052-389-2930
その他の 苦情申立先	・名古屋市港区西部いきいき支援センター (電話:052-381-3260) ・名古屋市港区東部いきいき支援センター (電話:052-651-0568) ・愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 (電話:052-971-4165) ・港区役所介護保険課(電話:052-654-9709) ・名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 (電話:052-959-2592)

乙は、甲またはその家族・代表者に対して、契約条項及び重要事項に基づいて説明をしました。

事業者名 社会福祉法人 昌明福祉会
訪問看護ステーション 小碓
管理者 印

住所 名古屋市港区土古町2丁目12番地

電話 (052) 389-2930

利用者あるいは代理人は 本書面に基づいて 契約内容・重要事項の説明を受け、上記の訪問看護サービス業者に看護サービスの業務全般を依頼します。

令和 年 月 日

〈甲:利用者〉
住所

氏名

〈甲の家族または代理人:続柄〉

住所

氏名

本契約を証するため本書を2通作成し甲(必要な場合には代理人)と乙が署名のうえ、各1通保有するものとします。